

平成28年度

第1回水戸市酒門市民センター運営審議会

日 時 平成28年7月15日(金)
午前10時から

場 所 水戸市酒門市民センター 学習室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 正副会長選出

4 あいさつ

5 議 題

(1) 平成27年度市民センター利用状況について

(2) 平成28年度運営方針及び重点目標について

(3) 平成28年度事業計画について

(4) その他

6 閉 会

水戸市酒門市民センター運営審議会委員名簿

任 期：平成28年4月1日～平成30年3月31日

(順不同・敬称略)

	氏名	役 職	備 考
1	よしとみ 吉富 とみこ 富子	社会福祉協議会酒門支 部長	
2	みなかわ 皆川 りょうこ 良子	酒門小学校施設夜間開 放運営委員会委員長	
3	おおば 大場 まさよし 政義	酒門いきいきスポーツ クラブ運営委員	
4	やなか 谷中 ゆりこ 百合子	酒門地区婦人防火クラ ブ会長	
5	みなかわ 皆川 すみお 澄雄	酒門小学校校長	
6	みのだ 美野田 やすし 康史	酒門小PTA会長	

(1) 平成27年度 市民センター利用状況

(1) 月別利用人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ホール	808	966	797	820	773	1,072	661	791	772	810	1,135	639	10,044
和室	144	197	205	224	141	131	187	167	194	240	250	251	2,331
学習室	176	178	277	314	164	394	235	187	158	157	237	189	2,666
調理室	0	12	56	83	0	13	132	55	29	39	29	24	472
計	1,128	1,353	1,335	1,441	1,078	1,610	1,215	1,200	1,153	1,246	1,651	1,103	15,513
26年度	1,264	1,179	1,333	1,320	972	1,626	1,232	1,135	1,046	1,277	1,324	1,525	15,233

(2) 月別利用件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ホール	52	55	51	56	41	48	45	52	50	45	54	43	592
和室	14	17	20	18	13	15	17	16	17	21	22	22	212
学習室	18	23	31	33	19	30	29	26	23	21	30	25	308
調理室	0	1	3	4	0	1	4	3	3	2	2	2	25
計	84	96	105	111	73	94	95	97	93	89	108	92	1,137
26年度	94	90	98	102	60	106	91	95	88	90	90	96	1,100

(3) 月別図書貸出

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
冊数	3	2	3	11	5	4	4	4	2	4	1	11	54
人数	3	2	3	8	5	3	4	4	2	4	1	6	45
26年度冊数	3	4	0	0	6	0	10	2	3	5	3	2	38
26年度人数	3	3	0	0	2	0	1	1	2	3	1	2	18

(4) 利用状況

年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
件数	1,309	1,269	1,168	1,287	1,129	1,260	1,125	1,082	797	1,032	1,049	1,100	1,137
人数	23,504	26,103	24,409	27,474	30,961	19,721	25,842	20,508	16,421	16,067	14,057	15,233	15,513

(2) 平成28年度 酒門市民センター運営方針及び重点目標

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

酒門市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

第1 地域コミュニティ活動の支援

1 自主的な地域コミュニティ活動の推進

地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決に向けた具体的な活動をするための指針となる酒門地区コミュニティ・プランに基づく自主的な活動を推進し、地域力の一層の進展に努める。

2 地域コミュニティ推進体制の充実・連携強化

(1) 町内会・自治会への加入促進

町内会・自治会への加入率の低下については、町内会・自治会のみ課題ではなく、市・地区会全体の課題として捉え、市、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、ふるさと酒門をつくる会や、地区会を構成する各種団体等と連携し、積極的な加入促進に努める。

(2) 地域リーダーづくりの推進

地域コミュニティ活動に関連する研修会へ参加し、地域を支えるリーダーづくりの推進を図る。

(3) 地域コミュニティに関する制度や活動状況等の情報提供

地域コミュニティに関する制度や地域の活動状況を広く知らせることは、町内会・自治会への加入促進にもつながる。そのため、回覧板や広報みと、地区で発行しているコミュニティペーパー「酒門」等を活用し、さらなる情報発信の強化に努める。

3 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであり災害時の治安悪化など危惧されることから、地域での防災訓練の支援を行うとともに、ふるさと酒門をつくる会や防犯協会との連携をはかり安心安全なまちづくりに寄与する。

第2 生涯学習活動の推進

1 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点である市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、超高齢社会への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

(1) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

(2) 各種定期講座の開催

同じものを学ぶ仲間とのコミュニケーションを通して、ゆとりと潤いのある楽しい生活を送ることができるよう、各種定期講座を開催することにより学習機会の提供に努めます。

ア 酒門学級の開催

地域内の高齢者クラブと連携し、新しい知識の習得を中心とした講演会等を開催し、学習活動を通じて高齢者の社会参加と仲間づくり、さらには健康増進に努めます。

イ 酒門女性学級

地域内の女性を対象に、健康増進や新たな知識を身につけ、充実した社会生活を送る等の目的のもとに開催します。

ウ ふれあい学級の開催

酒門幼稚園と連携し、幼児を持つ保護者を対象に子育てに関するより良い知識や情報を習得するための講座を開催し、幼児教育の支援に努めます。

エ 世代間交流事業の開催

少子化・核家族化の進むなかで、世代間のふれあいを目的に事業を開催し、世代間交流事業の振興に努めます。

オ 子ども向け講座の開催

子どもたちの健全育成に資するため、夏休みを利用してのこども教室を開催し、さまざまな交流やふれあいの場を提供します。

カ 家庭教育講演会の開催

近年の教育環境の変化に対応して、幼稚園・小学校の保護者を対象にPTAなどと連携を密にして、子育ての大切さを考えていただき、家庭教育の充実に努めます。

キ 作品展示発表会の開催

各種定期講座受講生による「展示・発表」や地域内関係各種団体による「ふれあい広場」を合同で開催し、地域コミュニティ活動がさらに発展するよう支援します。

2 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援するとともに、地域内の人材の掘り起こしを進め、地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

(1) 学習活動の成果を発表する場の創出

「ふれあい酒門まつり」を通して各種講座の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士の交流を拡大させる。

(2) 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果を地域コミュニティ活動に繋げるため、講習会や研修に参加を促し、人材の育成と活用に努める。

3 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標を共有し、それぞれが連携して地域社会全体の教育力の向上に努める。

酒門市民センターにおいては、ふるさと酒門をつくる会や酒門小学校、育成会等の関係機関と協働し、地域連携のさらなる醸成を目指す。

(1) 次代を担う子供たちを育む

学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など豊かな人間形成に寄与する。

(2) 社会全体で支える家庭教育

子供たちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力学級等を充実させ、子供たちの成長を温かく見守りながら、社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(3) 平成28年度 事業計画について

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期講座の開催	<成人教育関係> 定期講座(25) 気功太極拳・フラダンス・陶芸 和友・お菓子づくり・茶道・ ヨーガ・手編・書道・リフレッシュ 3B体操・フォークダンス・ 生花つわぶき・囲碁・ コールすみれ・酒門卓球・ 絵てがみ・フラワーアレンジメント・ さかどカラオケ・ペン習字・ 土曜カラオケ・酒門ウォーキング・ 好文着付・レザークラフト・ コミュニティーカラオケ・ ピラティス・骨盤体操	募集	* 5月から3月まで、各クラブとも20回程度開催予定										
一般教養講座の開催	<高齢者教育関係> 酒門学級				講座 こけ玉作り		講座 足たっしゃ講座		移動学習 (未定)		講座 民謡と講話		
	<女性教育関係> 酒門女性学級			移動学習 ツムラ漢方記念館ほか			講座 テトックス料理教室			講座 クラフト教室	講座 ボスチェアウォーキング		
	<家庭教育関係> 酒門ふれあい学級			講座 おなか元気教室			講座 親子体操			講座 (未定)		講座 (未定)	
	<世代交流関係>												
	<子どもの居場所づくり>					絵画教室							
	<展示・発表関係> ふれあい酒門まつり												ふれあい酒門まつり
市民センター運営審議会				第1回開催								第2回開催	
地区会等関連行事		春季ソフトボール大会	定期総会 花苗「ベゴニア」配布	第1回グラウンド・ゴルフ大会 花苗「サルビア・マリーゴールド・アゲラタム」配布 花壇コンクール審査	お父さんソフトボール大会 ママさんバレーボール大会	夏休み防犯パトロール	ゴルフ大会 敬老会 秋季ソフトボール大会	市民運動会 市民歩く会 千波湖スポーツフェスティバル 学区対抗お父さんソフトボール大会 東部ブロック親善球技大会	学区対抗ママさんバレーボール大会 第2回グラウンドゴルフ大会	石川川清掃 年末防犯パトロール	水戸郷土かるた酒門大会	ビーチボールバレー大会 花苗「パンジー」配布 市民の集い	ふれあい酒門まつり 第3回酒門地区グラウンドゴルフ大会

平成28年度 水戸市酒門市民センター 定期講座受講生募集

《教室》 開催期間 平成28年5月～29年3月（8月は休講）

教室名	開催日	時間	募集人数	会費(円)	講師名 (敬称略)	内容	場所	開校日	募集期間
NEW 骨盤 体操教室	第1・3火曜	13:30～15:00	30	10,000	根本 貴世子	骨盤の歪みを直し、イグマルを鍛え健康的な体を作ります。	ホール	5月17日	年度当初
ピラティス教室	第2・4水曜	13:00～14:00	3	10,000	岡田 典子	新陳代謝を高め無理なく引き締まった美しく健康的なボディーを作ります	和室	5月11日	年度当初

《クラブ》

クラブ名	開催日	時間	募集人数	会費(円)	講師名 (敬称略)	内容	場所	開校日	募集期間
気功太極拳	第1・2・4月曜	10:00～12:00	5	10,000	鯉沼 純子	楊名時氣功太極拳二十四式・八段綿等からだに良い運動をします	ホール	5月2日	年度当初
フラダンス	第1・3月曜	14:00～16:00	5	10,000	篠田 純子	ハワイアン曲に合わせて楽しくフラダンスの練習をします	ホール	5月2日	年度当初
陶芸釉友	第1・3月曜	13:00～16:00	5	無料	自主活動	陶芸作品を作ります	学習室	5月2日	随時
茶道(表千家)	第1・3火曜	9:30～12:00	5	2,000	樽山 洋子	日笠をはなれ、お菓子と抹茶を楽しみながら、茶道の基礎を学びます。(お菓子・抹茶代を含む)	和室	5月17日	随時
ヨガ	第2・4火曜	10:00～11:30	6	10,000	佐久間 恵子	呼吸法により心身をリラックスさせ、ヨガを習得します	和室	5月10日	年度当初
手編道	第2・4火曜	10:00～12:00	5	10,000	嵩井 詔子	既製品にはない手編みの暖かさと柔らかさを実感でき、仲間の輪を広げ有意義な時間を過ごしましょう	学習室	5月10日	随時
書道	第2・4火曜	18:30～20:30	2	10,000	楊厚志	楷書・行書・臨書及びかな文字の練習をして作品を作ります	和室	5月10日	随時
お菓子づくり	第3水曜	9:30～13:00	4	5,000	塚原 秩子	クッキー・ケーキなどの菓子作りをします	調理室	5月18日	年度当初
リフレッショナル体操	第2・4水曜	13:30～15:30	5	10,000	井上 倫子	3種類のカラフルな手具を使って、ストレッチや音楽に合わせて運動する健康体操で幅広い年齢層の方々が楽しめます	ホール	5月11日	随時
フォークダンス	第1・3水曜	10:00～12:00	多数	10,000	海老沢 あや子	フォークダンスを楽しく練習しましょう	ホール	5月18日	随時
生花つわぶき	第2・4水曜	10:00～12:00	5	10,000	木村 紀代子	お花をハートで生け、人との出会いで仲間の輪を広げましょう	学習室	5月11日	随時
囲碁	第2・4木曜	13:00～16:30	3	無料	自主活動	囲碁の対局を楽しく学びましょう	和室	5月12日	随時
コールスミれ	毎週木曜	10:00～12:00	多数	3,000	益子 州出男	コーラスを楽しく練習しましょう	ホール	5月12日	随時
酒門卓球	毎週木曜	14:00～16:30	5	6,000	深谷 久子	卓球を楽しく練習しましょう	ホール	5月12日	年度当初
絵がみ	第1・3金曜	13:30～15:30	5	10,000	鯨和子	はがきに身近な題材で絵を描き優しい言葉を添え相手に心を伝えます	学習室	5月6日	随時
フラワーアレンジメント & ガーデニング	第2・4金曜	13:30～15:30	4	10,000	鈴木 花図美	初心者には基礎から指導、四季折々の花を使ってやすらぎの空間の演出を楽しみます	ホール	5月13日	随時
さかどカラオケ	第1・3金曜	13:30～15:30	10	10,000	上杉 京子	課題曲の譜面をもとに2か月に1曲をマスターします	ホール	5月6日	随時
ペン習字	第1・3土曜	10:00～12:00	多数	5,000	自主活動	ボールペンや筆ペンなどで美しい文字が書けるように練習し作品を作ります	学習室	5月7日	随時
レザークラフト	第2土曜	10:00～15:30	5	10,000	辺見 まつい	革を使って作品をつくります	ホール	5月14日	随時
好文着付教室	第1・3土曜	10:00～12:00	3	2,000	塚本 智恵子	枕帯を使って楽な着付け方を練習します	和室	5月7日	随時
コミュニケーションカラオケ	第1・3火曜	19:00～21:00	3	1,000	岬 ゆう子	楽しく歌って仲間の輪を広げましょう	コミュニケーションセンター・和室	5月3日	随時
土曜カラオケ	第1・3土曜	19:00～21:00	3	1,000	中川 ちさと	楽しく歌って仲間の輪を広げましょう	コミュニケーションセンター・和室	5月7日	随時
酒門ウォーキング	年5回程度 (5・7・9・11・2月の第3木曜日)		10	1,000	自主活動	県内県外のハイキングコースを歩いて心身をリフレッシュさせましょう			随時

◇対象 原則として、酒門地区内に居住又は勤務している方

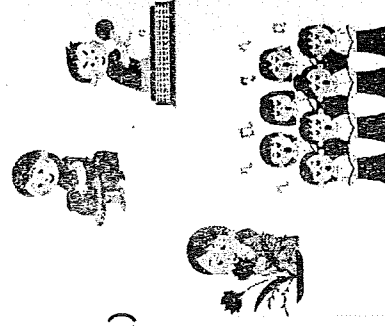
◇募集期間 4月6日(水)～14日(木)の9:00～17:00 ※土曜日は9:00～12:00 (土曜午後と日曜日を除く)

◇申込方法 水戸市酒門市民センター窓口へ直接お申込みください。※電話での受付はいたしません。

◇問合せ 水戸市酒門市民センター TEL247-1356 (水戸市酒門町1374-6)

◇その他 募集人数になり次第締め切ります。なお、定員に満たない講座は中止になる場合があります。

教材費は、別途各自負担していただくこととなります。



◀ 裏面もご覧ください ▶

酒門市民センター利用のご案内

元氣アップ・ステップ運動教室

- ★毎週金曜日 午前10:00～11:30
- ★対象 65歳以上の方
- ★内容 脳疾患や転倒による骨折の予防を図るため、有酸素運動と足腰の筋力トレーニングなどをおこないます。
- ★主催 水戸市保健センター



いきいき健康クラス

- ★毎月第1・3火曜日 10:00～11:30
- ★対象 65歳以上の方
- ★内容 転倒予防の体操やレクリエーション、会話などを通して、地域に住む多くの人々がお互いに交流し、健康づくりを行います。
- ★主催 水戸市保健センターレクリエーション指導員



シルバーリハビリ体操

- ★毎月第2・4火曜日 10:00～11:00
- ★対象 65歳以上の方
- ★内容 筋力や柔軟性の向上と生活動作を楽しむため、リズム体操を行います。
- ★主催 水戸市保健センター
水戸市シルバーリハビリ体操指導士の会
南部第1支部



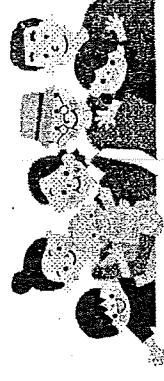
図書貸出しのご案内

酒門市民センターでは、紙芝居・絵本・児童図書・一般図書までたくさん揃えて、貸出しをしています。

- 【貸出時間】 月曜日～金曜日 8:30～17:15
土曜日 8:30～12:30
*祝日・年末年始は休み
- 【貸出日数】 15日間
- 【貸出冊数】 10冊以内（紙芝居2点以内）
- 【借り方】 市民センター窓口で、図書貸出簿にお名前、電話番号などを記入してください。

一般教養講座のお知らせ

酒門学級：地区内居住高齢者対象
酒門女性学級：地区内居住成人女性対象
ふれあい学級：酒門幼稚園児と保護者対象
酒門子ども居場所づくり：酒門小学校児童対象
*詳細については、募集時にお知らせします。



諸証明交付及び市税等収納のご案内

各種証明

戸籍・除籍・原籍の謄・抄本、身分証明書
住民票の写し、住民票記載事項証明
印鑑証明、市県民税証明、各種納税証明
固定資産税証明、軽自動車住所証明 等

各種収納

市県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税、保育料、市営住宅家賃、介護保険料、し尿処理手数料、墓地管理料、後期高齢者医療保険料、下水道事業受益負担金 等
*なお、国税、県税（普通自動車税等）、国民年金保険料、上下水道料金は取り扱っておりません。

★月曜日～金曜日 8:30～17:15（昼休みも受付ます）
*土・日・祝日・年末年始はお休みです。

★諸証明の交付には、本人確認のため身分証明書が必要になります。
運転免許証、パスポート、写真付住民基本台帳カード、官公庁が発行した写真付の身分証明書や資格証明書などをご提示ください。

★写真付の身分証明書がない場合は、各種保険証、年金手帳、預金通帳などから2点以上ご提示ください。

★代理人の申請の場合には、委任状と代理人の方の本人確認が必要です。

★印鑑証明書をご希望の方は印鑑登録証を必ずお持ちください。



平成 28 年度 酒門学級計画

講座内容について

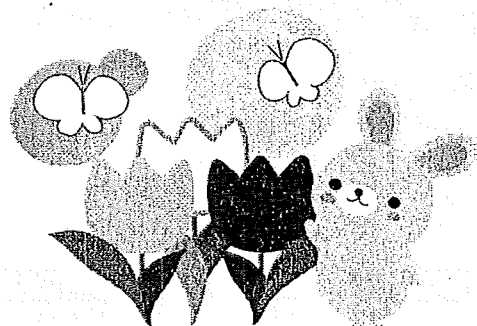
No.	期 日	講 座 内 容	場 所
1	平成 28 年 7 月 6 日 (水) 13 : 30 ~ 15 : 30	こけ玉作り	酒門市民センター ホール
2	平成 28 年 9 月 29 日 (木) 13 : 30 ~ 15 : 30	足たっしや講座	酒門市民センター ホール
3	平成 28 年 11 月 30 日 (水) 9 : 00 ~ 16 : 00	移動学習	未定
4	平成 29 年 1 月 24 日 (火) 13 : 30 ~ 15 : 30	民謡と講話	酒門市民センター ホール



平成28年度 酒門女性学級計画

No.	日 時	講座内容	場 所
1	平成28年6月24日(金) 9:00~16:00	移動学習	ツムラ漢方記念館 シャトーカミヤ 牛久大仏
2	平成28年9月7日(水) 9:30~12:00	デトックス料理教室	酒門市民センター 調理室
3	平成28年12月13日(火) 13:30~16:00	クラフト教室	酒門市民センター ホール
4	平成29年1月31日(火) 13:30~15:30	ポスチュアウォーキング	酒門市民センター ホール

講座内容・募集についてはそのつどお知らせ致します。

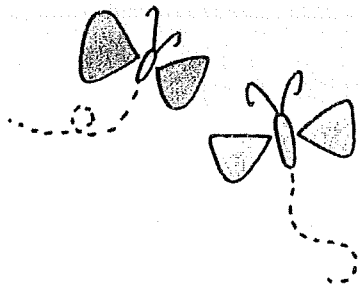


平成28年度

『酒門ふれあい学級』年間行事

講座内容（募集については、そのつどお知らせ致します。）

No.	期 日	講 座 内 容	場 所
1	平成28年6月22日（水） 9:30～11:30	おなか元気教室	酒門市民センター ホール
2	平成28年9月28日（水） 9:30～11:30	親子体操	コミュニティセンター アリーナ
3	平成28年12月予定 9:30～11:30	決定次第お知らせ致します。	酒門幼稚園 遊戯室（予定）
4	平成29年2月予定 9:30～11:30	決定次第お知らせ致します。	酒門市民センター ホール（予定）



○水戸市市民センター条例

平成21年 9月29日

水戸市条例第33号

改正 平成22年 3月24日条例第13号

平成23年 3月25日条例第 9号

平成23年 7月12日条例第25号

平成26年 6月30日条例第36号

平成27年 3月24日条例第 9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
（使用の許可の取消し等）

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

（原状回復等）

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償等）

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（市民センター運営審議会）

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則 (平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水

戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成27年3月24日条例第9号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・一部改正）

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号

水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町961番地の1
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1